

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく  
ベンチマーク指標の実績について  
(令和5年度定期報告(令和4年度実績)分)

今般、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づく、特定事業者及び特定連鎖化事業者から報告されたベンチマーク指標の実績を取りまとめましたので、その結果を公表いたします。

1. 背景

省エネ法に基づくベンチマーク制度では、特定の業種・分野に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できるベンチマーク指標を設定し、中長期的に目指すべき水準(ベンチマーク目標)を定め、その達成を求めています。

ベンチマーク制度では、事業者の自主的な努力を促すため、報告されたベンチマーク指標の平均値、標準偏差、目指すべき水準の達成事業者を、国において公表することとしています。

この度、以下の17業種23分野の事業者の令和5年度定期報告(令和4年度実績)のベンチマーク指標の実績を取りまとめましたので、公表いたします。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1A) 高炉による製鉄業      | (7B) 小型コンビニエンスストア業 |
| (1B) 電炉による普通鋼製造業   | (8) ホテル業           |
| (1C) 電炉による特殊鋼製造業   | (9) 百貨店業           |
| (2A) 電力供給業         | (10) 食料品スーパー業      |
| (2B) 石炭火力電力供給業     | (11) ショッピングセンター業   |
| (3) セメント製造業        | (12) 貸事務所業         |
| (4A) 洋紙製造業         | (13) 大学            |
| (4B) 板紙製造業         | (14) パチンコホール業      |
| (5) 石油精製業          | (15) 国家公務          |
| (6A) 石油化学系基礎製品製造業  | (16) データセンター       |
| (6B) ソーダ工業         | (17) 圧縮ガス・液化ガス製造業  |
| (7A) 通常コンビニエンスストア業 |                    |

## 2. 全体の傾向

電炉による特殊鋼製造業、洋紙製造業、板紙製造業、ソーダ工業、通常コンビニエンスストア業、百貨店業、食料品スーパー業、ショッピングセンター業、パチンコホール業、国家公務の11分野については、前年度と比べ、ベンチマーク指標の平均値が改善しています。これらの業種では、事業者における操業改善や高効率機器の導入といった省エネルギーの取組及び再生可能エネルギーの導入等によって、ベンチマーク指標が改善したものと考えられます。

一方で、高炉による鉄鋼業、電炉による普通鋼製造業、セメント製造業、石油精製業、石油系基礎製品製造業、ホテル業、貸事務所業の7分野については前年度と比べ、ベンチマーク指標の平均値が悪化しています。

また、電力供給業の分野については、ベンチマーク指標の平均値が目指すべき水準に達しています。

令和5年度定期報告では以下の分野において見直されたベンチマーク指標による報告が行われています。

ソーダ工業：目指すべき水準の変更

また、令和5年度定期報告では以下の追加された分野においてベンチマーク指標による報告が行われています。

石炭火力電力供給業、データセンター業、圧縮ガス・液化ガス製造業

## 3. ベンチマーク指標の実績

省エネ法に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」におけるベンチマーク指標の各分野の平均値、標準偏差、目指すべき水準の達成事業者については以下のとおりです。

また、根拠となる情報の不足等により適切な算出を確認できない指標及び、対象分野のエネルギー使用量が原油換算1,500kl未満である指標に関しては本集計の対象外としております。

(1 A) 高炉による製鉄業	
目指すべき水準：	0.531 kl/t 以下
平均値：	0.617 kl/t (前年0.590 kl/t)
標準偏差：	0.017 kl/t
達成事業者数／報告者数：	0／3 (割合0.0%)
達成事業者：	なし

<b>(1 B) 電炉による普通鋼製造業</b>	
目指すべき水準： 0.150 kl/t 以下 平均値： 0.169 kl/t (前年 0.167kl/t) 標準偏差： 0.018 kl/t 達成事業者数／報告者数： 5／32 (割合 15.6 %)	
達成事業者： 株式会社宇部スチール 王子製鉄株式会社 岸和田製鋼株式会社	
<b>(1 C) 電炉による特殊鋼製造業</b>	
目指すべき水準： 0.36 kl/t 以下 平均値： 0.89 kl/t (前年 1.04 kl/t) 標準偏差： 0.98 kl/t 達成事業者数／報告者数： 3／17 (割合 17.6 %)	
達成事業者： 愛知製鋼株式会社 山陽特殊製鋼株式会社	
<b>(2 A) 電力供給業</b>	
目指すべき水準： A 指標：1.00 以上 B 指標：44.3%以上 加重平均値： A 指標：1.02 B 指標：44.7% (前年 A 指標：1.01 B 指標：44.7%) 標準偏差： A 指標：2.68 B 指標：104.10% 達成事業者数／報告者数： 47／98 (割合 48.0 %)	
達成事業者： 相生バイオエナジー株式会社 旭化成エヌエスエネルギー株式会社 エネルギア・パワー山口株式会社 大分共同火力株式会社 株式会社扇島パワー 海田バイオマスパワー株式会社 鹿島共同火力株式会社 鹿島パワー株式会社 川崎天然ガス発電株式会社 関西電力株式会社 君津共同火力株式会社 株式会社釧路火力発電所	
戸畑共同火力株式会社 中山名古屋共同発電株式会社 日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社 社 響灘エネルギーパーク合同会社 株式会社響灘火力発電所 福島ガス発電株式会社 福山リサイクル発電株式会社 防府エネルギーサービス株式会社 北海道瓦斯株式会社 水島エネルギーセンター株式会社 三菱ケミカル株式会社	

五井コーストエナジー株式会社  
 株式会社コベルコパワー真岡  
 サミット酒田パワー株式会社  
 サミット半田パワー株式会社  
 サミット美浜パワー株式会社  
 サミット明星パワー株式会社  
 鈴川エネルギーセンター株式会社  
 住友共同電力株式会社  
 瀬戸内共同火力株式会社  
 泉北天然ガス発電株式会社  
 相馬エネルギーパーク合同会社  
 株式会社ダイセル

三菱製紙株式会社  
 名南共同エネルギー株式会社  
 紋別バイオマス発電株式会社  
 株式会社レゾナック  
 レンゴー株式会社  
 六本木エネルギーサービス株式会社  
 和歌山共同火力株式会社  
 ENEOS株式会社  
 株式会社JERA  
 JERAパワー姉崎合同会社  
 JERAパワー武豊合同会社  
 UBE株式会社

(2B) 石炭火力電力供給業

目指すべき水準 : 43.00 %以上

加重平均値 : 41.49 %

標準偏差 : 8.05 %

達成事業者数／報告者数 : 25／51 (割合 49.0 %)

達成事業者 :

旭化成エヌエスエネルギー株式会社  
 鹿島パワー株式会社  
 君津共同火力株式会社  
 株式会社釧路火力発電所  
 株式会社コベルコパワー神戸第二  
 サミット明星パワー株式会社  
 周南パワー株式会社  
 住友共同電力株式会社  
 瀬戸内共同火力株式会社  
 相馬エネルギーパーク合同会社  
 中国電力株式会社  
 戸畑共同火力株式会社  
 中山名古屋共同発電株式会社

日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社  
 株式会社常陸那珂ジェネレーション  
 響灘エネルギーパーク合同会社  
 株式会社響灘火力発電所  
 防府エネルギーサービス株式会社  
 水島エネルギーセンター株式会社  
 三菱ケミカル株式会社  
 三菱製紙株式会社  
 名南共同エネルギー株式会社  
 JERAパワー武豊合同会社  
 JERAパワー横須賀合同会社  
 UBE株式会社





(7B) 小型コンビニエンスストア業

目指すべき水準： 308 kWh/百万円以下  
平均値： 610 kWh/百万円 (前年 - kWh/百万円)  
標準偏差： 298 kWh/百万円  
達成事業者数/報告者数： 0/3 (割合 0%)

達成事業者：  
なし

※7Bについて、前年の平均値は報告対象事業者数が少なかったため、非公開。

(8) ホテル業

目指すべき水準： 0.723 以下  
平均値： 1.062 (前年 0.883)  
標準偏差： 0.526  
達成事業者数/報告者数： 40/209 (割合 19.1%)

達成事業者：

株式会社アゴーラホテルマネジメント堺	有限会社虎ノ門プロパティーズ
岩崎産業株式会社	株式会社ナクアホテル&リゾートマネジメント
株式会社エイチピーディコーポレーション	ト
大阪府市町村職員共済組合	野口観光マネジメント株式会社
オーラコーポレーション株式会社	株式会社博多住吉ホテルマネジメント
株式会社加賀屋	藤田観光株式会社
鹿島東京開発株式会社	ブリーズベイ静岡株式会社
関西観光開発株式会社	株式会社ホークスタウン
一般財団法人休暇村協会	株式会社ホテルオークラ東京
株式会社京都ホテル	株式会社ホテルオークラ東京ベイ
ケーヨーリゾート開発合同会社	株式会社ホテル新潟
コアグローバルマネジメント株式会社	株式会社 ホテルニュー王子
株式会社神戸ポートピアホテル	株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント
株式会社札幌シャトレーゼ	株式会社モス
サフィールリゾート株式会社	ムーンホテルズアンドリゾート株式会社
ザ・ホテルエ・グループ広島合同会社	森トラスト株式会社
株式会社ジェイアール西日本デイリーサー	株式会社リーガロイヤルホテル小倉
ビスネット	株式会社 リーガロイヤルホテル広島
株式会社セルリアンタワー東急ホテル	HRTニューオータニ株式会社
大和リゾート株式会社	株式会社JR四国ホテルズ
株式会社長寿荘	JR北海道ホテルズ株式会社

(9)百貨店業

目指すべき水準： 0.792 以下

平均値： 0.844 (前年 0.897)

標準偏差： 0.187

達成事業者数／報告者数： 31／71 (割合 43.7%)

達成事業者：

あべのキューズタウン管理組合	株式会社高崎高島屋
株式会社井上	株式会社東武宇都宮百貨店
株式会社井筒屋	株式会社トキハ
株式会社岡島	株式会社西源
株式会社岡山高島屋	株式会社藤崎
株式会社川徳	株式会社福田屋百貨店
株式会社岐阜高島屋	フレンテ西宮管理組合
株式会社コジマ	株式会社マキヤ
株式会社コモディイイダ	株式会社松屋
株式会社さくら野百貨店	株式会社丸広百貨店
株式会社札幌丸井三越	株式会社水戸京成百貨店
株式会社静岡伊勢丹	株式会社ゆめマート熊本
昭和飛行機都市開発株式会社	株式会社横浜岡田屋
株式会社スズラン	株式会社米子しんまち天満屋
株式会社そごう・西武	株式会社PLANT
株式会社ソフマップ	

(10)食料品スーパー業

目指すべき水準： 0.799 以下

平均値： 0.858 (前年 0.888)

標準偏差： 0.192

達成事業者数／報告者数： 98／279 (割合 35.1%)

達成事業者：

株式会社アスタロビスタ	ダイレックス株式会社
麻生芳雄商事株式会社	株式会社デリシア
株式会社アマノ	株式会社天満屋ストア
アルビス株式会社	株式会社東京さえき
イオン九州株式会社	株式会社東武ストア
イオンビッグ株式会社	株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー
株式会社イズミ	株式会社トーホーストア
株式会社いちい	株式会社トキハインダストリー
株式会社一号館	株式会社ドミー

株式会社いちやまmart  
株式会社今治デパート  
株式会社ウオロク  
株式会社エイヴィ  
株式会社オークワ  
株式会社オーシャンシステム  
株式会社おどや  
カナート株式会社  
株式会社カネスエ商事  
株式会社カンセキ  
株式会社義津屋  
株式会社キヌヤ  
株式会社きむら  
株式会社京阪ザ・ストア  
株式会社西條  
株式会社サンエー  
株式会社三心  
株式会社サンディ  
株式会社三徳  
株式会社サンmart  
株式会社サンリブ  
株式会社しまむら  
市民生活協同組合ならコープ  
株式会社ジョイフルサンアルファ  
株式会社ジョイmart  
株式会社スーパーアルプス  
スーパーサン株式会社  
株式会社スーパーバリュー  
生活協同組合おかやまコープ  
生活協同組合コープあいち  
生活協同組合コープえひめ  
生活協同組合コープこうべ  
生活協同組合ララコープ  
株式会社成城石井  
株式会社西友  
株式会社鮮ど市場  
株式会社ダイエー  
大黒天物産株式会社

株式会社とりせん  
株式会社ナイス  
株式会社永野  
株式会社長野県A・コープ  
株式会社にしがき  
株式会社ニシザワ  
株式会社ニチエー  
株式会社花正  
株式会社バロー  
株式会社福原  
株式会社フジ  
株式会社フジmart  
株式会社ベイシア  
株式会社平和堂  
株式会社ベルジョイス  
本間物産株式会社  
株式会社まいづる百貨店  
まいばすけっと(株)  
株式会社マスタ  
株式会社マツヤスーパー  
株式会社ママイ  
マミーズ株式会社  
株式会社マルアイ  
株式会社マルイチ  
株式会社マルエツ  
株式会社マルキョウ  
株式会社丸善  
株式会社マルミヤストア  
株式会社マルヤス  
株式会社万惣  
株式会社みしまや  
みやぎ生活協同組合  
株式会社八百半フードセンター  
ヤオマサ株式会社  
株式会社ヤマナカ  
株式会社山梨さえき  
株式会社与野フードセンター  
株式会社ランドロームジャパン

株式会社タイヨー 株式会社たいらや	両備ホールディングス株式会社 株式会社Olympic
(11) ショッピングセンター業	
目指すべき水準： 0.0305 kl/m <sup>2</sup> 以下 平均値： 0.0484 kl/m <sup>2</sup> (前年 0.0499 kl/m <sup>2</sup> ) 標準偏差： 0.0246 kl/m <sup>2</sup> 達成事業者数／報告者数： 22／110 (割合 20.0%)	
達成事業者：	
イケア・ジャパン株式会社	住友商事株式会社
株式会社エフ・ジェイエンターテインメントワ ークス	株式会社阪急商業開発 株式会社テーオーシー
株式会社小樽ベイシティ開発	株式会社天満屋ストア
株式会社カーリーノ	トヨタ不動産株式会社
カワボウ株式会社	名古屋ステーション開発株式会社
キャナルシティ博多管理組合	東静岡15街区デベロップメント特定目的会 社
グンゼ開発株式会社	株式会社フジ
株式会社京阪流通システムズ	株式会社ミスターマックス・ホールディングス
株式会社神戸国際会館	箕面エス・シー有限会社
静岡鉄道株式会社	株式会社JR博多シティ
新都市センター開発株式会社	
(12) 貸事務所業	
目指すべき水準： 1.00 以下 平均値： 1.49 (前年 1.48) 標準偏差： 0.80 達成事業者数／報告者数： 22／229 (割合 9.6%)	
達成事業者：	
アサガミ株式会社	那覇空港ビルディング株式会社
アジア太平洋トレードセンター株式会社	日本都市ファンド投資法人
近鉄不動産株式会社	日本郵船株式会社
株式会社こうべ未来都市機構	株式会社日立リアルエステートパートナーズ
産業ファンド投資法人	日比谷フォートタワー管理組合
合同会社湘南辻堂マネジメント	二子玉川ライズⅡ-a 街区 管理者 東急株 式会社
株式会社住友倉庫	森本倉庫株式会社
セントシティ北九州管理組合法人	八重洲セントラルタワー管理組合
株式会社テーオーシー	JR西日本不動産開発株式会社
東京オフィス2合同会社	

株式会社東京流通センター  
トヨタ不動産株式会社

SKハウジング株式会社

(13) 大学

目指すべき水準： 0.555 以下

平均値： 0.837 (前年 0.837)

標準偏差： 0.319

達成事業者数／報告者数： 25／187 (割合 13.4%)

達成事業者：

学校法人幾徳学園

学校法人鶴学園

国立大学法人愛媛大学

国立大学法人電気通信大学

国立大学法人大分大学

国立大学法人東京海洋大学

学校法人大阪産業大学

学校法人東京電機大学

学校法人大阪電気通信大学

国立大学法人奈良国立大学機構

学校法人片柳学園

学校法人日本工業大学

学校法人金沢工業大学

学校法人日本赤十字学園

学校法人君が淵学園

国立大学法人福井大学

国立大学法人九州工業大学

学校法人北海道科学大学

学校法人国際医療福祉大学

国立大学法人宮崎大学

国立大学法人佐賀大学

学校法人村崎学園

国立大学法人静岡大学

国立大学法人琉球大学

学校法人千葉工業大学

(14) パチンコホール業

目指すべき水準： 0.695 以下

平均値： 0.857 (前年 0.862)

標準偏差： 0.210

達成事業者数／報告者数： 20／140 (割合 14.3%)

達成事業者：

株式会社荒戸産業

大豊株式会社

株式会社エーワン

タイホウコーポレーション株式会社

株式会社オザム

株式会社たまや

株式会社公楽

株式会社玉屋

株式会社三洋商事

株式会社千歳観光

三和観光株式会社

トリックスターズ・アリア株式会社

株式会社正栄プロジェクト

株式会社ニラク

株式会社宣翔物産

株式会社伯和

株式会社第一物産

有美観光有限公司

株式会社ダイエー	NEXUS株式会社
(15) 国家公務	
目指すべき水準： 0.700 以下 平均値： 0.901 (前年 0.932) 標準偏差： 0.271 達成事業者数／報告者数： 5／18 (割合 27.8%)	
達成事業者：	
宮内庁	防衛省
厚生労働省	法務省
農林水産省	
(16) データセンター	
目指すべき水準： 1.4 以下 平均値： 1.652 標準偏差： 0.245 達成事業者数／報告者数： 9／54 (割合 16.7%)	
達成事業者：	
アマゾンデータサービスジャパン合同会社	中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ	日本電気株式会社
キヤノンITソリューションズ株式会社	富士ソフト株式会社
さくらインターネット株式会社	AirTrunk Japan 合同会社
株式会社ゼロフィールド	
(17) 圧縮ガス・液化ガス製造業	
目指すべき水準： LNG 冷熱利用事業者： 0.077 kl／千 N m <sup>3</sup> 以下 その他の事業者： 0.157 kl／千 N m <sup>3</sup> 以下 平均値： 0.178 kl／千 N m <sup>3</sup> 標準偏差： 0.039 kl／千 N m <sup>3</sup> 達成事業者数／報告者数： 5／66 (割合 7.6%)	
達成事業者：	
鹿児島オキシトン株式会社	東京酸素窒素株式会社
株式会社九州サンソセンター	株式会社JFEサンソセンター
住化高純度ガス有限会社	

※達成事業者については五十音順に記載。

<参考>

(別紙) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準におけるベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準（抜粋）

(以上)

※令和6年7月10日に電力供給業の加重平均値、セメント製造業の平均値、標準偏差、達成事業者数、報告者数、達成事業者を訂正。

※令和6年9月24日に電力供給業及び石炭火力電力供給業の加重平均値、標準偏差、達成事業者数、報告者数、達成事業者を訂正。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課長 木村（拓）

担当者:木村（鴻）、戸高、関口

電話：03-3501-1511（代表） 内線4541

03-3501-9726（直通）

## [工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 (告示)]

## 別表第5 ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準 (抜粋)

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業 (高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業)	高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値	0.531kl/t 以下
1 B	電炉による普通鋼製造業 (電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業 (高炉による製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値に、粗鋼量に0.126 (単位 kl/t) を乗じた値を炉外精錬工程通過に係る固定値 ( $\alpha$ ) に炉外精錬工程通過に係る粗鋼量を乗じた値で除した値を乗じた値 ② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値に、圧延量に0.050 (単位 kl/t) を乗じた値を品種に係る固定値 ( $\beta$ ) に品種に係る圧延量を乗じた値で除した値を乗じた値	0.150kl/t 以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業 (電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品 (特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品) を製造する事業 (高炉による製鉄業を除く))	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値に、粗鋼量に0.641 (単位 MWh/t) を乗じた値を炉容量に係る固定値 ( $\gamma$ ) に炉容量に係る粗鋼量を乗じた値で除した値に0.610 を乗じて0.390 を加えた値を乗じた値 ② 鋼片から特殊鋼製品 (特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品) を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量 (販売量) にて除した値 (以下「下工程原単位」という)。ただし、次の(1)から(4)の工程を有する場合には、下工程原単位に、(1)から(4)に定める値 ((2)から(4)の値がそれぞれの工程におけるエネルギー使用量の実績値	0.360kl/t 以下

		<p>を上回る場合には当該工程におけるエネルギー使用量の実績値)をエネルギー使用量から控除した値をエネルギー使用量で除した値を乗じた値。</p> <p>(1)自由鍛造工程 当該工程におけるエネルギー使用量に、当該工程の作業量から当該工程における一回目の作業の粗鋼装入量を引いた値を当該工程の作業量で除した値を乗じた値</p> <p>(2)二次溶解工程 当該工程における作業量に0.316(単位 k1/t)を乗じた値</p> <p>(3)磨帯鋼を製造する冷間加工工程 当該工程における作業量に0.166(単位 k1/t)を乗じた値</p> <p>(4)粉末製造と加工工程 粉末製品の製造量に0.551(単位 k1/t)を乗じた値</p>	
2 A	<p>電力供給業(電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業)</p>	<p>当該事業を行っている工場の火力発電設備(離島に設置するものを除く。)における①から③の合計量(火力発電効率A指標)</p> <p>① 石炭による火力発電(以下この表において「石炭火力発電」という。)の効率を石炭火力発電の効率の目標値(41.00%)で除した値と、火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積</p> <p>② 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電(以下この表において「ガス火力発電」という。)の効率をガス火力発電の効率の目標値(48.00%)で除した値と、火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積</p> <p>③ 石油その他の燃料による火力発電(以下この表において「石油等火力発電」という。)の効率を石油等火力発電の効率の目標値(39.00%)で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積</p> <p>当該事業を行っている工場の火力発電設備(離島に設置するものを除く。)における①</p>	<p>火力発電効率A指標においては1.00以上</p> <p>火力発電効率B指標においては44.3%以上</p>

		から③の合計量（火力発電効率B指標） ① 石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積 ② ガス火力発電の効率と火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積 ③ 石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積	
2 B	石炭火力電力供給業（電力供給業であって、石炭火力発電を行う事業）	当該事業を行っている工場の石炭火力発電（離島等に設置するものを除く。）の効率	43.00%以上
3	セメント製造業（ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業）	①から④の合計量 ① 原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値 ② 焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値 ③ 仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値 ④ 出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値	3739MJ/ t 以下
4 A	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	当該事業における再生可能エネルギーの使用率が 72% 以上の場合： 6626MJ/t 以下 当該事業における再生可能エネルギーの使用率が 72% 未満の場合： $(-23664) \times$ 当該事業における再生可能エネルギー使用率 $+$ 23664MJ/t 以下
4 B	板紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナ	板紙製造工程におけるエネルギー使用量を板紙生産量にて除した値に、板紙生産量に 7706（単位 MJ/t）を乗じた値を品種に係	4944MJ/t 以下

	一及び中しん紙) 及び紙器用板紙 (白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む)) を製造する事業 (建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く))	る固定値( $\delta$ )に品種に係る生産量を乗じた値で除した値を乗じた値	
5	石油精製業 (石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業)	石油精製工程におけるエネルギー使用量を、当該工程に含まれる装置ごとの通油量に当該装置ごとの世界平均等を踏まえて適切であると認められる係数を乗じた値の総和として得られる標準エネルギー使用量にて除した値	0.876 以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む)	エチレン等製造設備におけるエネルギー使用量をエチレン等の生産量 (エチレンの生産量、プロピレンの生産量、ブタン-ブテン留分中のブタジエンの含有量及び分解ガソリン中のベンゼンの含有量の和) にて除した値	11.9 GJ/t 以下
6 B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	3.00 GJ/t 以下
7 A	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業 (コンビニエンスストア業 (統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを運営する事業をいう。以下同じ。) のうち主として店舗面積が100㎡以上の店舗 (以下「通常コンビニエンスストア」という。) を運営する事	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	707kWh/百万円以下

	業)		
7 B	小型コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業のうち主として店舗面積が100㎡未満の店舗（以下「小型コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	308kWh/百万円以下
8	ホテル業（旅館業法において旅館・ホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等2人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業）	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位 ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位 ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 宿泊・共用部門の面積（単位 平方メートル）に2.238を乗じた値 ② 食堂・宴会場の面積（単位 平方メートル）に6.060を乗じた値 ③ 屋内駐車場の面積（単位 平方メートル）に0.831を乗じた値 ④ 収容人数（単位 人）に-48.241を乗じた値 ⑤ 従業員数（単位 人）に32.745を乗じた値 ⑥ 年間の宿泊客数（単位 人）に0.152を乗じた値 ⑦ 年間の飲食・宴会利用客数（単位 人）に0.030を乗じた値	0.723以下
9	百貨店業（商業統計で掲げる業態分類表における百貨店を営業する事業）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を①と②の合計量（単位 キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積（単位 平方メートル）に0.0531を乗じた値 ② 売上高（単位 百万円）に0.0256を乗じた値	0.792以下
10	食料品スーパー業（商業統計で掲げる業態分類	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位 ギガジュール）を①から	0.799以下

	表における食料品スーパーを営業する事業)	<p>③の合計量 (単位 ギガジュール) にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p> <p>① 延床面積 (単位 平方メートル) に 2.543 を乗じた値</p> <p>② 年間営業時間 (単位 時間) に 0.684 を乗じた値</p> <p>③ 店舗に設置されている冷蔵用又は冷凍用のショーケースの外形寸法の幅の合計 (単位 尺) に 5.133 を乗じた値</p>	
11	<p>ショッピングセンター業 (統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業及び貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業)</p> <p>① 小売業の店舗面積は、1,500平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する</p> <p>② 主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上である</p> <p>③ 共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない</p>	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量 (単位 キロリットル) を延床面積 (単位 平方メートル) にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	0.0305k1/m <sup>2</sup> 以下
12	貸事務所業 (統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業の	当該事業を行う事業所の面積区分に応じて算出する値に、当該面積区分に該当する事業所のエネルギー使用量 (特殊なエネルギー使用量を除く。) の合計を乗じた値の各面積区分の合計を、当該事業を行う事業所におけるエネルギー使用量 (特殊なエネル	1.0 以下

	うち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業)	ギー使用量を除く。)で除した値	
13	大学(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8161に定める大学のうち文系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が人文科学、社会科学、家政、教育又は芸術に該当)、理系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が理学、工学、農学又は商船に該当)、医系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が保健に該当)及びその他学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類がその他に該当)に属する施設で行う事業)	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量(単位 キロリットル)を①と②の合計量(単位 キロリットル)にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ① 文系学部とその他学部の面積の合計(単位 平方メートル)に0.022を乗じた値 ② 理系学部と医系学部の面積の合計(単位 平方メートル)に0.047を乗じた値	0.555以下
14	パチンコホール業(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8064に定めるパチンコホールのうちパチンコ店及びパチスロ店を営業する事業)	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量(単位 キロリットル)を①から③の合計量(単位 キロリットル)にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積(単位 平方メートル)に0.061を乗じた値 ② ぱちんこ遊技機台数(単位 台)に年間営業時間(単位 時間)の1000分の1を乗じた値に0.061を乗じた値 ③ 回胴式遊技機台数(単位 台)に年間営業時間(単位 時間)の1000分の1を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下
15	国家公務(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量(単位 キロリットル)を①から③までの合計量(単位 キロリットル)にて除した値	0.700以下

	9711、9721 又は 9731 に定める国家公務に該当し、かつ官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する庁舎（研究、試験又は資料を収集、保管若しくは展示して一般公衆の利用に供する部分及び文化財・史跡に該当する部分を除く。）で行う事業）	① 電算室部分の面積（単位 平方メートル）に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ② 電算室部分以外の面積（単位 平方メートル）に0.023を乗じた値 ③ 職員数（単位 人）に0.191を乗じた値	
16	データセンター業（データの処理を目的とした、データセンター（コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業）	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所における IT 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業（深冷分離法により圧縮し、又は液化した酸素、窒素又はアルゴンを製造する事業）	深冷分離法により圧縮ガス・液化ガスを製造する過程におけるエネルギー使用量を圧縮ガス・液化ガスの生産量（以下この区分において「生産量」という。）にて除した値に、生産量に1.481（単位 MJ/Nm <sup>3</sup> ）を乗じた値を品種に係る固定値（ε）に品種に係る生産量又は原料空気に係る投入量を乗じた値にて除した値を乗じた値	当該事業における全事業所において LNG 冷熱を利用している場合： 0.077k1/千 Nm <sup>3</sup> 以下 当該事業における一部の事業所において LNG 冷熱を利用している場合又は全事業所において LNG 冷熱を利用していない場合： 0.157k1/千 Nm <sup>3</sup> 以下

※判断基準については令和 4 年 3 月末日時点の条文を掲載。